令和4年 多賀町議会9月第3回定例会再開会議録

令和4年9月30日(金) 午後2時56分開会

◎出席議員(11名)

1番	神細工		宗	宏	君		8番	富	永		勉	君
2番	清	水	登り	〈子	君		9番	Ш	添	武	史	君
3番	近	藤		勇	君]	10番	Щ	П	久	男	君
4番	木	下	茂	樹	君]	11番	大	橋	富	造	君
5番	Ш	岸	真	喜	君]	12番	松	居		亘	君
7番	菅	森	照	雄	君							

◎欠席議員(1名)

6番 竹 内 薫 君

◎説明のために出席した者の職氏名

町		長	久	保	久	良	君	福祉保健課長	林		優	子	君
副	町	長	小	菅	俊	\equiv	君	産業環境課長	飯	尾	俊	_	君
教	育	長	Щ	中	健	_	君	地域整備課長	藤	本	_	之	君
会 計	管 理	! 者	奥	Ш	明	子	君	学校教育課長	吉	田		克	君
企區	ゴ 課	長	野	村		博	君	教育総務課長	本	多	正	浩	君
総	务 課	長	石	田	年	幸	君	生涯学習課長	大	岡	まり		君
税務住民課長		岡	田	伊ク	人人	君							

◎議会事務局

事務局長夏原伸幸 書 記渡邊美和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第62号 令和4年度多賀町一般会計補正予算(第4号)について

(予算特別委員長報告)

日程第3 認定第65号 令和3年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定につい て

(決算特別委員長報告)

日程第4 認定第66号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

の認定について

(総務常任委員長報告)

日程第5 認定第67号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について (総務常任委員長報告) 日程第6 認定第68号 令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

(総務常任委員長報告)

日程第7 認定第69号 令和3年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

(総務常任委員長報告)

日程第8 認定第73号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理 特別会計歳入歳出決算の認定について

(産業建設常任委員長報告)

日程第9 認定第74号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について

(産業建設常任委員長報告)

日程第10 認定第75号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和3年度決 算の認定について

(産業建設常任委員長報告)

日程第11 認定第76号 令和3年度多賀町下水道事業会計決算の認定について (産業建設常任委員長報告)

日程第12 請願第 4号 ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願 (産業建設常任委員長報告)

日程第13 請願第 5号 高齢者の補聴器購入町補助制度を求める請願

日程第14 発委第 1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創 設を求める意見書案

(総務常任委員長報告)

日程第15 議案第77号 令和4年度多賀町一般会計補正予算(第5号)について

日程第16 議員派遣の件について

日程第17 委員会の閉会中の継続調査について

(総務常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会広報常任委員会)

(議会運営委員会)

(開会 午後 2時56分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和4年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(松居亘君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に町長から追加議案1件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、 決算特別委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論お よび採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いいたします。 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長(久保久良君) 令和4年9月第3回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、9月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中ご出 席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は9月6日に開会し、本日までの25日間には、6日の本会議など、一般質問や各委員会における審議、また令和3年度の決算審査など、提出をさせていただきました24議案につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なお、本日は、本定例議会の最終日でございますが、各委員会に付託をされました議 案および本日追加議案として提出をさせていただきました主にはコロナワクチン接種に 係る一般会計補正予算について、円滑かつ適切なご議決賜りますようよろしくお願いを 申し上げまして、議会再開の挨拶とさせていただきます。

(開議 午後 2時56分)

- ○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は11人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- ○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(松居亘君) 日程第2 議案第62号から日程第13 請願第5号までを一括議題とし、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、決算特別委員長より付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

[総務常任委員長 川添武史君 登壇]

〇総務常任委員長(川添武史君) 総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会は令和4年9月14日、9時から11時まで、委員全員と町長、副町 長、岡田税務住民課長、林福祉保健課長、本多教育総務課長の出席を求め、認定案4件、 また、多賀町民からの請願1件を審査しました。その結果を会議規則の規定により報告 をいたします。

1番、「認定第66号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について」審査をしました。

歳入は8億9,893万円、歳出は8億3,184万円、差引残高6,744万円であります。岡田税務住民課長から説明を受け、審議をいたしました。

主な質疑は次のとおりです。保険給付費が大幅な増額になっている。その原因はという質問に対し、心臓疾患など高額療養費が大きな要素であると答弁をされました。

また、人間ドックを受けられた人の数はということで、今年は129人であり、昨年より40人余り増加したとの答弁がありました。

質疑、討論の後、採決に入り、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

2番目、「認定第68号 令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決 算の認定について」を審査いたしました。

歳入は1億1,105万円、歳出は1億934万円、差引残高171万円であります。 岡田税務住民課長から説明を受け、質疑をいたしました。

主な質疑は次のとおりです。保険証の発行者数はという問いに対して、1,319人で、前年度より14人減であると答弁がありました。

また、1人当たりの医療費は84万8,000円であると答弁がありました。令和4年10月1日から保険料の窓口負担が所得により変更される。対象者の数はという問いに対して、従来どおりの1割負担の方は1,062人、2割負担の方は222人、3割負担の方は52人となったと答弁がありました。

質疑、討論の後、採決に入り、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

3番、「認定第67号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について」を審査いたしました。

歳入は8億6,234万円、歳出は8億1,458万円、差引残高4,775万円で、 3年度末基金残高は8,469万円となりました。林福祉保健課長から説明を受け、質 疑をいたしました。

主な質疑は次のとおりです。要介護認定者の人数はという問いに対しまして、要支援 1、2の方は29人、要介護1の方は98人、要介護2の方は62人、要介護3の方は 82人、要介護4の方は44人、要介護5の方は39人で、合計で354人を認定して いる。認定率は14.3%で県内最低である。

町単独事業で紙おむつ補助は、町内事業者からの購入だけが対象だが、見直しはという問いに対しまして、町内事業者の育成にも配慮してきた。町外業者の参入となると線引きが難しい。今後、検討をしていくなどと答弁がありました。

質疑、討論の後、採決に移り、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

「認定第69号 令和3年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 を審査いたしました。

歳入は311万円、歳出311万円。3年度末基金残高は4,030万円。本多教育 総務課長から説明を受けて審査をいたしました。

主な質疑は次のとおりです。給付した実績は、3年度は高校生14人、短期大学、高 等専門学校4年生3人、大学生8人であると答弁がありました。

基金残高が減少している。給付要件の改変、給付費の変更も考えているのかとの問いに対しまして、平成27年から変えていない。公立、私立など学費の値段も違う。検討を考えていると答弁がありました。

質疑、討論の後、採決に移り、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、多賀町木曽の町民から提出されました「請願第5号 高齢者の補聴器購入町補助制度を求める請願」で、町の補助金制度の創設と、国に対し、身体障害者手帳の取得の要件としない高齢者の難聴に対し、一部補助する新たな制度創設を国に求める請願でもあり、慎重に審査をいたしました。

主な意見として、何人も高齢になると難聴になる。高額商品でもあり、制度が必要である。国にも意見書を出すべきであり、発委で検討するなどと意見がありました。

採決に入り、賛成全員で採択すべきものと決定しました。

以上で、総務委員会に付託されました認定4件、請願1件の結果を報告して終わります。ありがとうございます。

- 〇議長(松居亘君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。
 - 10番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長(山口久男君) 産業建設常任委員会に付託されました審査結果を、 会議規則の規定により、報告いたします。

去る9月15日、委員全員と議長、執行者側より町長、副町長、担当課長、課長補佐および担当係長、担当者の出席を求め、9月6日の本会議において付託されました「認定第73号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」、「認定第74号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「認定第75号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和3年度決算の認定について」、「認定第76号 令和3年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」、「請願第4号 ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願」につい

ての議案4件と請願1件の併せて5件について審査を行いました。

以上の議案と請願について説明を受け、審査を行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

「認定第73号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」です。歳入決算額が604万5,363円、歳出決算額が554万4,990円。歳入歳出差引残額は50万373円となり、令和3年度末の基金現在高は3億3,668万円となっております。

質疑の主なものを申し上げます。除草作業で刈った草の最終処分場はどこかとの質疑に対し、道路沿い等で、交通の妨げにならない場所で、四手地先の四手川沿いに町有地があり、そこに搬入を頂いて処理をしておりますとの答弁がありました。

基金の負担割合についての質疑に対し、当面、面積割で全体として企業から2億円、町の方からも2億円を出して、当初4億円の基金運用で現在に至っております。当初は利率が5.6%でしたので、基金利子で毎年維持管理ができるという想定でありましたが、現在はゼロ金利で元金を取り崩して運用しておりますとの答弁がありました。

以上の質疑を行った後、討論はなく、令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行い、原案のとおり、全員賛成で認定することに決しました。

次に、「認定第74号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の 認定について」、歳入決算額が5,969万798円、歳出決算額が5,514万8,79 5円となり、歳入歳出差引残額は454万2,003円となっております。処理区域人 口453人で、水洗化人口は339人であり、水洗化率は74.8%となっております。

質疑の主なものを申し上げます。水洗化率が74.8%となっているが、水洗化率の推移はどうか。これは近年ずっとほとんどこのくらいの数字で何も増減はないのかと、現状はどういう状況なのかとの質疑に対し、新規の接続が集落排水事業では近年ほとんどないという状況であり、年間1件あるかないかです。接続率は人口の自然増減、転出転入の社会増減に影響されて率が若干前後するところですが、おおむね75%程度で推移しているという状況になります。高齢化が進む中で、現状、新規接続を増やすのが難しいという認識はしておりますとの答弁がありました。

区域における人口減少が続く中で、農業集落排水事業の今後はどうなるのかとの質疑に対し、農業集落排水の処理場、施設を平成18年から19年に整備しており、15年が経過しています。今後、長寿命化計画の中で維持補修しながら施設維持を図っていく考えです。しかし、施設等の維持について必然的に判断をしないといけない時期は出てくると思います。今後の施設維持については、人口動態を考慮しながら判断をしなければいけないと思っています。

今年度、施設等の長期的な方向性の検討業務に取り組みますので、ご報告できる段階 になれば、議会で説明をさせていただきたいと思いますとの答弁がありました。 以上の質疑の後、討論はなく、「認定第74号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行い、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、「認定第75号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和3年度決算の認定について」、令和3年度多賀町水道事業決算報告について、まず、収益的収入は、水道事業収益は3億8,789万1,744円で、水道使用量の給水収益と受託給水工事収益、消火栓維持管理負担金およびその他の収益であります。

支出は、水道事業費用 3 億 8 7 0 万 7, 2 6 5 円で、水道各施設の維持管理に要する 経費と人件費、料金徴収経費、減価償却費、固定資産除却費、企業債利息、還付金等で あります。

収益的収支の差引額は消費税調整後、7,340万3,394円の純利益となっております。

資本的収入は3,064万8,400円で、配水管布設替工事等に対する工事負担金、 企業債であります。

支出は、資本的支出1億6,887万6,324円で、配水管布設替工事費のほか、次年度の工事予定箇所に対する設計業務委託費および企業債の元金償還金となっております。

なお資本的支出に対する不足分は、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金 で補てんをしております。

質疑の主なものを申し上げます。損益計算書において純利益が7,340万円とあるが、一般会計からの繰入れがなければ利益がほとんどないことになると思うが、損益計算上の収支バランスは取れているのかとの質疑に対し、損益計算上は、使用料収入等で維持管理費を賄えている状況であるので、収支のバランスは取れているとの答弁がありました。

水道料金を値上げしたのはいつ頃だったのかとの質疑に対し、料金の値上げは、料金 審議会から平成26年に答申を頂きまして、その年の10月に最初の値上げをさせてい ただきました。そのときに答申された額の2分の1の値上げを存続させていただいて、 平成29年に残りの2分の1の値上げをさせていただきましたとの答弁がありました。

漏水が年々増えているように感じているが、漏水している量はどの程度かとの質疑に対し、総配水量が163万4,491トンで、そのうち有収水量としましては135万9,653トンになります。その差が漏水分ということになりますが、実際には工事の洗管作業や放水訓練等でも使用しているため、正確にはどれだけ漏水しているか分かりませんが、漏水工事を実施している件数は年々減ってきています。特に本管と言われる口径が大きい管よりも各家庭に引き込んでいる給水管の漏水の方が、どちらかというと件数としては多いですとの答弁がありました。

宅内漏水の可能性があるが、調べてほしいという依頼はあるのかとの質疑に対し、そ

ういった場合は多賀町の指定工事店に個人から依頼してもらうようにお願いをしている。 あとは検針後に、こちらの方でも先月に比べて多い家庭を訪問し、漏水していないか確 認するとともに、もし漏水している家を発見した場合には、修理するようにお願いをし ているとの答弁がありました。

以上の質疑後、討論はなく、「認定第75号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和3年度決算の認定について」、採決を行い、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、「認定第76号 令和3年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」、令和3年度多賀町下水道事業決算報告について、まず収益的収入は、下水道事業収益は3億9,077万5,585円で、下水道使用料、一般会計補助金、負担金およびその他の収益であります。支出は、下水道事業費用3億8,244万9,818円で、下水道、各施設の維持管理に要する経費、人件費、料金徴収経費、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、企業債利息、還付金等であります。

収益的収支差引額は、消費税調整後の純利益は497万9,947円となっております。

資本的収入は1億4,829万9,140円で、企業債、一般会計出資金、雨水事業等 に対する国庫補助金、受益者負担金、工事負担金であります。

支出は、資本的支出2億6,752万3,369円で、中川原地域の雨水事業に係る測量設計委託、藤瀬地区の雨水事業に係る工事費、中川原工業団地の舗装復旧工事、流域下水道建設費負担金、企業債の元金償還金であります。不足分は消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補てんしたものであります。

質疑の主なものを申し上げます。令和2年度に下水道のストックマネジメント実施方針を策定されたが、具体的な内容としてどのように進めているのか。起債残高が23億1,000万円となっているが、多いのか少ないのかとの質疑に対し、ストックマネジメント計画については令和2年度に策定した計画であり、下水道の各施設を今後どのように点検、調査をし、維持管理をしていくのかという計画になっております。具体的には、多賀町では下水道の汚水の管渠とマンホールポンプという施設があります。そのマンホールポンプと下水の管渠を今後はどのように維持管理していくのかというところで、下水道の管でいいますと、主要な幹線につきましては7年に1回点検をしていくと。その中で不具合が見つかれば、修繕をしていくというものになります。枝線につきましては、15年に1回の点検をして、そういった下水道の不具合をできるだけ早期に発見して修繕していくというものになります。マンホールポンプにつきましては、機械と電気施設がありますので、点検だけでなく時間経過の保全ということで、ある一定の年数を経過すれば更新時期ということになってきます。そういった具体的に年数を定めたものになっていますので、今後、それに基づいて令和3年度から維持管理をしているという状況です。多賀町の起債残高23億1,000万円が多いのか少ないのかについては判

断しかねます。供用開始してからの年数とそれぞれの市町で下水道管の延長とかの状況 もあります。ただ、順調に元金の残高としては減ってきています。企業会計に移行して からも起債残高をできるだけ減らしながら次の更新に備えていくということが大事であ ると考えておりますとの答弁がありました。

以上の質疑を行った後、討論はなく、「認定第76号 令和3年度多賀町下水道事業 会計決算の認定について」採決を行い、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、「請願第4号 ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願」についてです。 請願者より、本請願の説明の後、質疑を行いましたので、以下、主な質疑の経過ならび に結果をご報告いたします。

委員より、ごみを半減するためのごみ減量計画を2030年までに作成するという請願ですが、達成の道筋についての質疑に対し、プラスチックごみを一緒に燃やすときの焼却炉の大きさは1日147トンだと言われていましたけれど、これは分別するという方針が決まりましたので、144トンという話になりました。その上で、ごみの減量を各市町が、当初5%減量を15%まで引き上げましたので、それぞれ今現在、1日140トンのごみとなっています。そこでプラスチックごみの分別をするだけで、そういうことになっています。生ごみの処理をしっかりすれば、これは行政がしっかりこれ、方針を立てないといけないですけれども、生ごみを集める場所をある程度皆さんが捨てやすい場所に設けて生ごみを堆肥にするなり生ごみを乾燥するなり、様々な過程で生ごみの処理ができるようになると、このプラスチックごみの処理と分別しての再利用と、生ごみの処理ができればごみは半減できると思いますとの答弁がありました。

また、委員より、 CO_2 もどんどん増えて、台風の規模もどんどん大きくなっています。本当にこの異常気象の原因が CO_2 の増大によって起こっているということは、日本全国、全世界が承知しているところだと思います。ごみの半減もしていかなければならない認識はしております。なかなかごみを減らすという問題は大変かなと思いますので、私たちもやはり勉強しながらそういったところに目を向けていかなければならないと思っていますとの意見も出されました。

半減のために以前は、生ごみ処理機に各町は補助金を出していた、段ボールコンポストの普及、周知をすることによって、生ごみを出す量が少なくなっているのではとの意見も出されました。広域行政の費用負担について、平等割、人口割、排出量割の見直しの意見も出されました。ごみ発電については、コストがかかりすぎるのではないかとの意見も出されました。その一方で、ごみ発電利用も必要ではないかとの意見も出されました。あまり過度な大きな処理施設を設けると設備費も要るし、修繕費等もかかってきますので、今後の人口減少というものを考えれば、小さな施設が必要ではないかとの意見も出されました。

焼却施設の負担金について、ごみの減量化を進めるために費用負担の問題で均等割、 人口割、ごみの量の3つが出ていまして、特に均等割のところが全体額で示されている ところで、そうすると非常に小さな自治体の負担が増えるという問題がある。広域組合の中でしっかり議論をしてほしいとの意見も出されました。

ごみの搬出量を減らすということに対しては、それはそれで十分な成果が出るが、ご み減量を進める反面、不法投棄がどんどん増える心配もある。行政の対策もあり、河川 敷の不法投棄も減ってきているが、また増えてくる可能性もあるのではとの意見も出さ れました。

こういった質疑の後、討論を行い、討論はなく、「請願第4号 ごみの抜本的な減量 計画の策定を求める請願」について採決を行い、全員賛成で本請願を採択することに決 しました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(松居亘君) 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

〔予算特別委員長 川添武史君 登壇〕

○予算特別委員長(川添武史君) 予算特別委員会の報告をいたします。

令和4年度9月定例会に付託されました「議案第62号 令和4年度多賀町一般会計補正予算(第4号)について」、9月16日、9時から11時40分まで委員会室で、委員全員と町長、副町長はじめ、石田総務課長、林福祉保健課長、飯尾産業環境課長、藤本地域整備課長、本多教育総務課長、野村企画課長の出席を求め、審査をいたしました。

追加予算は1億2,400万円で、総額60億7,200万円であります。

歳入の主なものは、交付税額の決定で5,594万円の国庫支出金、また、スマートインターチェンジ関係、保育園関係で4,640万円、県支出金、獣害と農業用燃料高騰分補助金等500万円、繰越金から4,363万円を増額しました。財政調整基金からの繰入金を940万円減額、町債は、認定こども園建設費の入札差金1億円のうち4,060万円を減額、臨時財政対策債は1,987万円の減額となりました。スマートインター上り線工事に4,050万円増、グリーンヒルの小型消防ポンプの購入費に220万円の増額とし、差引き1,917万円の減額でありました。

歳出の主なものは、総務課所管では、総務費として道路交通法の改正により、公用車の運転前後のアルコール検知器の購入費に6万円、グリーンヒルの小型消防ポンプ購入費に220万円、また、福祉保健課所管では民生費、老人福祉費、配食サービスを4人増員になりまして133万円の増、保健師退職に代わる任用職員の報酬22万円。生活しづらさ調査費4万円。

産業環境課所管では、秋の粗大ごみ収集費1,059万円、県事業で物価高騰対策補助金227万円、獣害対策サルの調査費に229万円、町単独事業で、大型農機購入補助金1件190万円、林道補修に80万円、住宅リフォーム補助に77万円と説明がありました。

地域整備課所管では、除雪関係で集落除雪、ふるさと除雪、企業委託などで569万円、除雪出動メール配信サーバーの新設など262万円、町道補修2件に136万円、中川原工業団地内の町道樹木伐採補助金に215万円、スマートインター関係では1億4,600万円のうち5,000万円を敏満寺区に交付する。また、災害復旧費は、町道小学校佐目口線の石積み崩落改修費151万円でありました。

教育委員会所管では、広域保育園委託費8人分607万円、こども園入札差金で、(仮称)久徳認定こども園の備品など2,475万円、大滝たきのみやこども園の広間の照明LED化に対し248万円、小学校費では、来年度新入学児童用のタブレットの購入費、エアコンの修理など387万円、中学校費では、子ども議会で要望されましたテニスコート場のネットの新設76万円、教育総務費ではICT教育の講師費用など70万円。

また、企画課所管では、個性輝く自治活動補助金、胡宮福祉会館の雪害による改修費、補助金、補助率3分の1で39万円であります。

総務課所管の質疑は次のとおりです。アルコール検知器は、国の法律改正で決まりました。それとは別に、冬場になれば換気が難しい。最近、CO₂検知器の導入をしている自治体もある。導入を考えていただきたいという問いに対しまして、どの程度入用かも含めて検討したいと答弁がありました。

福祉保健課所管での質疑では、配食サービスの内容はという問いに対しまして、昼食、夕食、365日を対応している。負担額は1食611円で、個人個人に適用した食事を 多賀清流の里に委託し、配送はシルバー人材センターに委託、安否確認もお願いしていると答弁がありました。生活しづらさ調査は国の委託事業で、昨年度はコロナの関係で延期になりました。今回の調査対象所帯は63所帯で、調査員は職員の社会福祉士、障がい福祉担当および保健師のOBの3人を予定していると答弁がありました。

また、身体障害者手帳などの所持者ではないが、調査中に支援が必要と判断したとき にはすぐ対応できるかの問いに対しまして、必要な支援につながるように対応していき たいと答弁がありました。

産業環境課所管では、今年度の大型農業機械の導入者はの問いに対しまして、今年は 9件であると答弁がありました。林道補修費80万円はの問いに対しまして、雪害場所 の補修、またこれからの台風被害に備えたいと答弁がありました。

地域整備課所管では、除雪費用はの問いに対しまして、集落除雪では土田区、除雪車の借り上げ費用66万円、ふるさと除雪では、大岡区に除雪用トラクター、排土板など305万円。企業除雪では、中川原工業団地内と名神側道を企業に委託する金180万円であります。

災害復旧費151万円の根拠はの問いに対しまして、現状を見る限り、石積みは隣接の民地を支える個人の所有物であると思われるが、生活農道である町道の安全を確保するため、道路管理者として、石積みの復旧を行いたいとの答弁がありました。

教育委員会では、小学校費の備品購入費255万円は、来年度新1年生の入学予定者が75人となり、3学級になる。児童用の机、椅子、また整理棚、給食品の購入に充てると答弁がありました。

(仮称) 久徳認定こども園の備品購入費 2,475万円と現幼稚園の備品はどうするかの問いに対しまして、椅子は136脚、画板120枚など保育備品、また、お皿1,280枚、おわん340個など給食備品、電子ピアノ、カスタネットなど音楽備品をそろえると答弁がありました。また、現幼稚園の備品は当然使用すると答弁がありました。企画課所管の指摘はありませんでした。

討論はなく、採決に入り、「議案第62号 令和4年度多賀町一般会計補正予算(第4号)について」は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算特別委員会の報告は終わります。

- ○議長(松居亘君) 次に、決算特別委員長の報告を求めます。
 - 10番、山口久男決算特別委員長。

〔決算特別委員長 山口久男君 登壇〕

〇決算特別委員長(山口久男君) 決算特別委員会に付託されました「認定第65号 令和3年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」、審査結果を、会議規則の規定により、次のとおり報告をいたします。

決算特別委員会は、9月12日、13日の両日にわたり、委員全員と議長、執行者側より町長、副町長、教育長、会計管理者、担当課長、課長補佐および担当係長の出席を求め、9月6日の本会議において付託されました「認定第65号 令和3年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」、審査を行いました。

各課に関する事項について決算の説明を受け、所管ごとに審査を行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

令和3年度多賀町一般会計歳入歳出決算の歳入決算額は56億9,369万7,179円で、前年度比4.2%の減少となっております。歳出決算額は53億9,102万5,712円で、前年度比4.8%の減少となり、歳入歳出差引残高は3億267万1,467円となっております。実質収支は2億3,996万円となっております。

歳入では、法人町民税の大きな減収などの理由により、前年度より 2 億 5,083万円の減となっております。地方交付税は 1 5 億 1,478万円で、普通交付税は 1 2 億 4,781万円で、前年度より 4 億 9 6 3 万円の増額となっております。特別交付税は 2 億 6,698万円で、7,266万円の増額となっております。国庫支出金は 7 億 5,494万円で、5 億 8,755万円の減少となっております。減少の主な要因は、子育て世帯等臨時給付金補助金で 1 億 9,765万円の増がありましたが、特別定額給付金事業補助金で 7 億 6,721万円の皆減があったことなどによるものであります。町債4億1,960万円は、スマートインターチェンジ整備事業、急傾斜地崩壊対策事業、町単独道路改良事業で、前年度比 1,271万円の増加となっております。臨時財政対

策債は2億4,040万円となっております。自主財源は42%、依存財源は58%となりました。

歳出の説明のうち主なものを申し上げます。

総務費は5億3,369万円で、8億2,079万円の減額となっております。総務管理費は主なもので、一般管理費は常勤の特別職および総務部門の人件費、その他一般管理費、自治振興事業交付金であり、特別定額給付費は7億6,721万円の皆減となっております。企画費、集落活動推進費、公共交通対策費では1億862万円で、1,863万円の減となっております。総合計画・都市計画策定事業委託料で1,331万円の減、コミュニティバス運行対策費補助金1,215万円の減、まちづくり活動支援交付金で914万円の減など、地方創生費は4,063万円の減となっております。減額の主な要因は、大滝地域活性化支援委託料で187万円の皆増となりましたが、コロナ禍での経済対策としての商品券発行事業の皆減によるものです。

民生費は16億7,218万円で、2億7,713万円の増となっております。非課税世帯臨時特別給付金事業5,471万円の皆増で、子育て世帯への特別給付金事業9,145万円の増、放課後児童クラブ建設事業7,468万円の増、認定こども園建設費で5,306万円の皆増が増額の主なものであります。

衛生費は4億6,174万円で、9,550万円の増となっております。新型コロナウイルスワクチン接種事業で6,380万円の増、ふれあいの郷空調設備更新事業で1,683万円の増となっております。

農林水産事業は2億8,128万円で、6,866万円の減となっております。農業振興費で中山間地域の農業従事者を確保するための農業機械等導入支援事業を創設し、7件で1,400万円の交付、コロナ対策として、農業者緊急支援交付金1,000万円の交付などの支出となっております。

商工費は、がんばる商店応援補助金で327万円の増となっておりますが、中小企業 支援関連補助金では985万円の減となっております。

土木費は5億1,424万円で983万円の減となっております。道路橋梁費は3億4,220万円で1億64万円の増となっております。国補助事業は、社会資本整備事業交付金事業等を活用し、スマートインターチェンジ整備事業1億3,742万円のほか、凍結防止散布車更新事業、都市計画公園事業などであり、単独事業では除雪費用、道路の補修、改良事業の支出となっております。河川費は3,762万円で3,674万円の減となり、県営事業負担金で509万円の増、萱原地区急傾斜地崩壊対策事業の新規採択を受けるための設計委託料2,180万円が皆増ですが、工事請負費の支出がなく総額で減となっております。

消防費は1億8,355万円、1,553万円の減となっております。彦根市への委託料で犬上分署の消防積載車更新に係る負担金増、ハザードマップ更新策定で493万円の皆増となっております。

教育費は6億8,410万円で、1億763万円の減となっております。ICT支援員の設置費108万円が皆増、こども園整備に係る土地測量委託料や学校施設長寿命化策定委託料が皆減となっております。社会教育費は2億3,970万円で、694万円の減となっております。公債費は5億1,494万円となっております。平成20年発行の臨時財政対策債、社会資本整備事業や認定こども園事業に係る地方債の元金償還開始の要因により前年度比1,970万円の3,280万円の増となっており、このことから実質公債比率も7.3%となっております。財政調整基金は4億724万円、社会福祉基金に300万円、まちづくり基金に1,786万円積立てし、年度末の基金合計は18億3,749万円となっております。地方債残高は51億7,420万円となっております。

以上が主な令和3年度一般会計歳入歳出の概要であります。

次に、以下、質疑の主なものを申し上げます。

財産に関する調書について、公共用財産、その他の施設で土地1,358㎡が増となっているが、詳細はどうかとの質疑に対し、財産に関する調書の行政財産の決算年度中、増減高1,358㎡の根拠について、久徳地区での認定こども園の用地取得で2,158㎡が増加となりました。

一方、尼子地区の開発が完了した段階において、外周道路の拡幅部分と団地内道路部分の面積 811 ㎡が決算書の財産に関する調書の中の面積に含めておりました。しかし、これは道路台帳に記載の資産のため、決算書の財産に関する調書には記載しない範囲の土地となり、この分の 811 ㎡を減らすことになったことと、神田のごみステーションの面積が町のデータ入力ミスで12 ㎡と入力するところを1 ㎡と計上したため、プラス11 ㎡とし、再計算して1,358 ㎡の増加となり、年度末合計2658,486 ㎡となった。財産に関する調書は、道路や雨水等に関する管理用道路など、いわゆるインフラ資産については記載せず、町財産の一般財産としての部分について管理しているとの答弁がありました。

次に、ハザードマップで危険箇所が掲載されているが、地域整備課と連携して危険箇所の対策予定はあるのかとの質疑に対し、ハザードマップは、今起こったらこういう危険がありますよということを示す資料と認識していただきたい。当然、行政として連動させていただいて対策を練っていくとの答弁がありました。

目商工費県補助金で13万8,000円の予算に対して、企業内同和問題研修事業費補助金4万2,000円ということで、残り9万円の執行残についての質疑に対し、令和3年度はコロナ感染症の拡大により研修会の中止とそれに伴ってのバスの借り上げが不要になったことと併せて、町内各企業に、人権意識を高めてもらうために我々職員が出向いておりますが、そのときの啓発の冊子やラインマーカーなどの啓発物品を購入してお渡ししているということと、毎年、字別懇談会で流すDVD購入をここから執行しており、この分を合わせて12万6,000円の実際の執行があって、その3分の1の

4万2,000円の補助を受けた決算内容ですとの答弁がありました。

次、消防防災施設補助金が令和3年度は26万4,000円で3分の1ですが、全体的に何基あってどのくらいの申請をされているのかとの質疑に対し、消防施設の補助金につきましては、区長会等で自治交付金、補助金という説明をさせてもらっています。各字においては、消防施設の備品も含めていろいろと字内で検討していただいた上で、町の方へ交付をご相談という形で最初は来るかと思います。基本的に3分の2の字負担ですけれども、集落活動支援交付金でそれを補てんできるということになっていますとの答弁がありました。

指定金融機関の55万円の委託料についての質疑に対し、令和4年度から銀行からの派出業務、集金業務もなくなったが、55万円は指定金融機関の委託料として支払っています。この委託料は、毎日の日計の管理も滋賀銀行にしていただいておりますし、基金の動きも全部銀行において一覧表にするなどの作業を行っており、その分の委託料ですとの答弁がありました。

各字、自治会から土木要望の実施率19.1%となっているが引上げできないのかとの質疑に対し、地元要望の引上げについて、30%程度に引き上げるよう努力をする。 必要な箇所の要望については、優先順位を決めて実施しているとの答弁がありました。

合併浄化槽の設置率について、実績的に設置率が増えてきているのかとの質疑に対し、 昨年度は新規の設置が2か所で、そのうち1か所は大君ケ畑の公民館でした。令和3年 度は、新規の補助金を受けられた方はおられませんでした。維持管理補助金のみという 状況です。設置地域の高齢化の地域の中で、新規の設置数は伸びない状況になっている との答弁がありました。高齢化して住民さんもあまり増えてこない地域であるので、数 字が伸びてこないという難しい面もあります。合併浄化槽の設置の補助についての質疑 に対し、大きさによる分類ごとの基礎金額に対する補助金の3分の1ずつを町と県と国 が負担し、補助残には町単独の上乗せ補助を行っていますので、基本的にはその範囲で あれば大きな負担はないと考えておりますとの答弁がありました。

また、下水道の水洗化率についての質疑に対し、下水道の水洗化率は95.6%であり、現状では高いと思っていますとの答弁がありました。林業林道維持補修工事についての質疑に対し、多賀町が管理している一部であり、アサハギ線、御池線等の4工事分について補修工事を行ったもので、79万6,400円の支出となりましたとの答弁がありました。

木匠塾が設置された遊具等の維持管理についての質疑に対し、維持管理については集 落の方にお願いをしています。公共施設の維持管理は各課、あるいは施設で対応してい ただくということで理解をしておりますとの答弁がありました。

森林多面的機能維持交付金として178万6,000円と、原木流通土場の備品購入1,175万円の支出内容は何かとの質疑に対し、森林多面的機能維持交付金178万6,000円については、大滝山林組合とびわこ東部森林組合に対している金額です。

原木土場の備品購入は1,175万9,000円のうち、木材用のグラップルとして0.28㎡の重機で金額が1,078万円です。また、原木の分別用具で逆T字の形になった用具を18個買わせていただきましたとの答弁がありました。中山投棄場の負担金600万円の減額の要因は何かとの質疑に対し、令和2年度までは中山投棄場管理費において、埋立てごみの処理を県外業者委託するために1市3町で中継事業を行っておりましたが、令和3年度からは小八木の中継基地塵芥処理費において、愛荘町が加わって1市4町で当該事業を行ったことから、投棄場の管理運営負担金については、1市3町の全体で9,800万円の減額となりました。よって、対象負担は603万8,000円の減額となりましたとの答弁がありました。

商工費について、2年ほどふるさと楽市をやっていない。今年も中止と聞いているが、いつ決定したのかとの質疑に対し、8月の下旬になりますが、その時点で新型コロナの感染が滋賀県でも増えてきていた時期でもあり、なおかつ医療体制の逼迫している時期でもありましたので、ふるさと楽市をやってもいいのかどうかを実行委員会の中で議論しました。多賀町でもコロナ感染が増えている状況の中で、中止と決めさせていただきましたとの答弁がありました。

多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議では、歳入で地域循環共生圏推進事業費200万円が充当されているが、この200万円は毎年入ってくるものか。支出の目的は何かとの質疑に対し、環境省より200万円の補助を受けており、支出の目的は限定されています。5万円以上の備品の購入は対象外ですが、報償費に使う、また5万円以下の消耗品を購入して、ワークショップで厨房の整備をしていただいております。今後も助成があるかどうかについてですが、この環境省の事業は最長で2年となっており、令和3年度が1年目で令和4年度は2年目となっております。環境省からの助成は、今のところ令和4年度限りですとの答弁がありました。

地域おこし協力隊の住まいで大滝神社の旧宮司住宅の改修費、また旧営林署の改修費では、多賀町から支出している額と国の補助で執行している部分があると思うが、旧宮司宅の改修に多賀町としていくら使ったのか。また、旧営林署の改修に対して多賀町としてどのくらい使ったのかとの質疑に対し、大滝神社の旧宮司宅の改修費用は、県の自治振興交付金提案事業の2分の1の補助を受けて町が執行しております。額は工事請負費145万1,120円で、備品購入費15万8,400円が旧宮司宅の改修費となり、このうち2分の1の額が県の補助となりますとの答弁がありました。

琵琶湖総合保全市町交付金300万円の使い道は何かとの質疑に対し、河川の水質測定、青龍山生活環境保全林の管理運営、資源回収活動推進事業に充当していますとの答弁がありました。

若者定住支援事業の実績で返納が2件となっているが、説明を求めるとの質疑に対し、返納2件は、1年以内に転出された場合は100分の100、1年から3年の間に転出された場合には100分の80、3年から5年の間に転出された場合は100分の60の率で返還をお願いしているところで、2件分を収納しているとの答弁がありました。

6町クラウドの経費は、費用負担が増えてきているのではないかとの質疑に対し、6 町クラウドの導入方針を策定した段階で、費用比較において多賀町でおおむね3割程度 は縮減できる試算があり、その試算に基づいて取り組むという導入の経緯がありますと の答弁がありました。

近江鉄道活性化再生協議会の支出はどうかとの質疑に対し、令和6年度から沿線5市5町と県で近江鉄道線の再生を目指して第三種事業者としての管理機構に移行するため、現在設立に向けての準備を進めています。県と沿線市町が、全ての路線を支援していく考えで、町の負担は、県が関わる場合には1.31%、県が関わらない場合は2.62%となります。今後は、近江鉄道線の運営に係る施設、敷道、架線等の補修、日常点検等の人件費等を負担していくことになりますとの答弁がありました。

次、旧遠藤邸の解体に係る相続財産管理人選任予納金950万7,000円の支出について、改めて協議することといたしました。

次、たばこ税の税収が増えた要因はの質疑に対し、税改正で令和3年10月1日からたばこ税の税が上がり、1,000本当たりの6,122円が6,552円に税率が改正されております。本数は昨年度に比べて370万7,000本が増加したことで、今回たばこ税の増収になったとの答弁がありました。

次、固定資産税の不納欠損についての質疑に対して、固定資産税が27件の38万6, 300円が不納欠損であり、この不納欠損は地方税法第18条第1項による時効による 欠損で、5年が経過したことによって徴収できなかった分についてのものです。所在不 明の方がほとんどで、5年間徴収できず不納欠損に至ったというような状況ですとの答 弁がありました。

国保税と後期高齢者医療保険料の収納率についての質疑に対し、国保税の収納率では、 現年度が99.21%、滞納分過年度については20.4%で、全体で96.79%です。 後期高齢者医療保険料の収納率は現年分が99.96%、過年度分が7.79%、全体で 99.82%ですとの答弁がありました。

国保の滞納について、短期保険証の発行件数は何件か。滞納について福祉の方と連携しているのかとの質疑に対し、短期保険証の発行は3世帯の5名です。滞納の方の生活状況については、福祉保健課や税務住民課、また地域整備課ならびに教育委員会と徴収について協議をし、生活実態を把握しながら協議もさせていただいていますとの答弁が

ありました。

施設型給付金のうち、なつめ保育園についてはどうかとの質疑に対し、なつめ保育園は、4月開園当初は13人でスタートし、0歳児から2歳児までの保育で、4月の支払額で約155万円の扶助費となっております。年度の後半以降には最大20人の保育となっており、支払い額の最も多かった月が3月で、4月の155万円に対し、3月が265万円程度となっています。この積み上げで2,800万円になっています。法定価格については、国の人事院勧告に基づき、保育士の給料分も含め若干の影響を受けますので、年度中でも単価は1、2回上下することがあります。2,845万円は、町の予算からなつめ保育園に対して支払いした分になります。その支出の2,800万円の支出に対し、国と県から補助がありますので、実質的な支出額は、これのおよそ4分の1となりますとの答弁がありました。

保育所費の中の保育士給与に関し、2,290万円の不用額が出ているが、内容はどうかとの質疑に対し、ささゆり保育園の給与については、令和3年度の当初予算としては、令和2年度に予算を立てたときの人数が20名でしたので、まず20名分の予算と、それプラス新規採用職員を見越して、正職員は24人で当初予算を計上しておりました。支出総額は20名分となっています。令和2年度から令和3年度にかけて退職が1名あり、さらに2名の異動があり、他の園に異動したため、マイナスとして3名になりました。そしてプラス要因としては、新規採用職員が3名となりましたので、人数としては増減なしの状況だったというのがささゆり保育園の現状です。そういうことで24引く20で4名分が予算として不用額が出ているというような状況になっております。保育士の充実ができていないではないかとのご指摘もありますが、ささゆり保育園の実人数としては変更ありません。大滝たきのみやこども園につきましては、令和2年は7名の正職員でありましたが、令和3年度は9名の正職員ということで、2名の増になっております。多賀幼稚園に関しましても、令和2年は5名で運用しておりますが、令和3年度は6名で、1名の増になっておりますとの答弁がありました。

次に、外国語指導業務委託料937万円は、どこに委託して何人なのか。どのように評価しているのかとの質疑に対し、外国語指導業務委託料は、小学生に1人、中学生に1人で2人分の経費になります。委託先は、インタラックという外国語の先生を派遣する会社になります。小学校の方はもう複数年来ていただいています。中学校では、今までALTを配置していましたが、コロナの関係で入国できないとか帰国されたため、安定的に中学校の方でも外国指導員を入れたいということから委託をしています。評価については、英語の学習として大事なことが、言語に対する慣れ親しみかなと考えています。インタラックで来ていただいている方たちは、自分のできることをやっていただいて多賀の子どもたちの英語力の向上に取り組んでいただいていると学校教育課の方では考えておりますとの答弁がありました。

公民館費の中の工事請負についての質疑に対し、生涯学習課全体で国の地方創生臨時

交付金 2 1 7 \overline{D} 9,8 0 0 円を受け入れており、そのうち公民館費では公民館施設の大会議室とホール横のホワイエにブラインドやカーテンがなく、昼間は使いにくいということで、ブラインドを設置いたしました。分散してご利用いただくため、ブラインドを設置した費用が工事費の中の 8 5 \overline{D} 3,2 0 4 \overline{D} 4 \overline{D} です。あわせて、コロナの感染予防対策として、備品購入の 2 8 \overline{D} 6,0 0 0 \overline{D} 円は空気清浄機を 2 4 \overline{D} 4 \overline{D} 5 \overline{D} 7 \overline{D} 7 \overline{D} 8 \overline{D} 7 \overline{D} 7 \overline{D} 8 \overline{D} 8 \overline{D} 7 \overline{D} 8 \overline{D} 8 \overline{D} 9 \overline{D} 9 \overline{D} 7 \overline{D} 8 \overline{D} 9 \overline{D} 8 \overline{D} 9 \overline{D} 9 \overline{D} 9 \overline{D} 8 \overline{D} 9 \overline{D} 9 \overline{D} 9 \overline{D} 7 \overline{D} 8 \overline{D} 9 \overline{D} 9 \overline{D} 8 \overline{D} 9 \overline{D} 9 \overline{D} 8 \overline{D} 9 \overline{D} 9 \overline{D} 9 \overline{D} 9 \overline{D} 8 \overline{D} 9 \overline{D}

公民館の中の違約金46万円は、何の事業に対するキャンセル料なのかとの質疑に対し、令和3年度に計画をいたしました町民大学の1つとして開催する絵本朗読ショーについて、事業の開催自粛により最終的に事業が開催できないような状況になったためのキャンセル料です。業務委託予定をしておりました株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所にお支払いするキャンセル費用ですとの答弁がありました。この事業費は幾らだったのかとの質疑に対し、総事業費として委託料が92万円の予定をしておりましたとの答弁がありました。

文化財保護費の石仏谷の整備計画についての質疑に対し、整備の仕方について、復元するところは、今回令和3年度に整備させていただいたところだけになります。他の整備方法としては、発掘調査をした状況と、昔から石仏谷と呼ばれていた五輪塔や石仏が転がっているような状況を見ていただけるようにして、公開を前提とした整備をしようということになっています。整備期間があまりにも長過ぎますので、文化庁の方から公開しながら整備をするようにという指導があり、一昨年から公開を前提にした復元部分の整備計画を検討し、昨年度は設計をして工事をさせてもらったということになりますとの答弁がありました。

次、特定健診の受診率はどうかとの質疑に対し、特定健診の令和3年度の受診率は暫定でございますが53.8%で、暫定で県内1位の受診率となっておりますとの答弁がありました。

コロナワクチンの接種率についての質疑に対し、接種率について、ワクチン接種3回目までにつきましては、9月10日現在で5,223人の69.7%となっております。ただし、4回目につきましては、接種対象者が60歳以上、それと60歳未満については基礎疾患ある方ということで、3回目では対象者が変わってきています。接種対象者のうち4回目の接種状況は、9月10日現在で1,786人の約53%の接種率となっております。今後9月まで接種が続きますが、予約状況を見ると、接種対象者につきましては9割近くまで接種率を見込んでいますとの答弁がありました。

以上の質疑を行った後、令和4年度多賀町一般会計歳入歳出の決算について採決を行い、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(松居亘君) 以上で、総務常任委員長報告、産業建設常任委員長報告、予算特別 委員長報告、決算特別委員長報告を終わります。 これより、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、決算特別委員長 に対する質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は議場の時計で4時半といたします。

(午後 4時15分 休憩)

(午後 4時30分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 「議案第62号 令和4年度多賀町一般会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第62号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、議案第62号は、予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「認定第65号 令和3年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する決算特別委員長の報告は可決です。認定第65号は、決算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、認定第65号は、決算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 「認定第66号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第66号は、総務常任委員長の

報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、認定第66号は、総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5 「認定第67号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第67号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、認定第67号は、総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 「認定第68号 令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出 決算の認定について」の討論を行います。

山口議員。

[10番議員 山口久男君 登壇]

〇10番(山口久男君) ただいま議題になっております「認定第68号 令和3年度多 賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対討論を行います。

9月19日は敬老の日でした。高齢者がこれまでの人生経験や持ち味を発揮して個性 豊かに老後を過ごしている姿は、次の世代にとっても励みになっています。いくつにな っても安心して暮らせる高齢者に優しい社会にするために、政治の役割は重要です。

今年全国で100歳以上の方は9万人を超えました。こうした長寿社会へと発展して きたのは医療や公衆衛生など命と健康を守る仕組みの拡充を目指し、改革を求めてきた 多くの国民の努力によるものです。

長年の年金削減の上に、原材料の価格高騰や円安を背景に、食料品や電気、ガス代の値上がりが続いております。そこに追い打ちをかけるように、いよいよ明日、10月1日から、75歳以上の高齢者が支払う医療費窓口負担、これが2割が導入をされることになります。一定所得の高齢者は窓口負担が2割になります。窓口2割化は、単身で年収200万円以上、どちらも75歳以上の夫婦で年収320万円以上の世帯の、全国では約370万人であります。多賀町では、先ほど総務常任委員長の報告がございましたように、後期高齢者加入者は1,319人です。その中で約17%に当たる222人の方がこの2割負担の対象になります。

年収200万円の方の場合、税金や社会保険料を差し引くと年間175万円となり、 月14万円程度だと言われています。こうした方々が、医療費の自己負担が2倍になる わけであります。75歳以上の高齢者はもともと病気になりやすく、治療にも時間がかかる世代です。現行の1割負担でも、平均で年間8万円の窓口負担をしております。負担を苦にした受診抑制で重症化や手後れに至る深刻な事態も後を絶ちません。こうした負担増計画に、食費を削ったり、受診を我慢したり、薬を減らしてもらうしかないなどの切実な声が上がっています。

通院を減らせば病気が悪化して、結果的には国や町の財政を圧迫してしまいます。政権与党は、日本の社会保障給付費は高齢者に偏っているかのように描きます。しかし、日本は欧米諸国と比べて高齢化が進んでいるのに、それらの国々より社会保障費全体費が少ないことが問題です。現役世代との負担の公平性、現役世代の負担の軽減と口実を並べています。しかし、現役世代もいずれは年を取る上に、既に親の医療費を肩代わりしている人もいます。世代間の対立をあおって、社会保障費削減はやめるべきです。医師や歯科医師でつくる全国保険医療団体連合会も、2割負担の中止を求めていると聞いております。現役世代をだしに公費負担を狙っていると批判をしています。

政府が2008年から2018年度までに約5,000億円を削減してまいりました。これを元に戻せば、現役世代の負担軽減の財源は出てきます。これまで政府与党は、社会保障のためと消費税を引き上げてきました。一方で、大企業や富裕層への減税を繰り返してきました。病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを1つの医療制度に集め、負担増か給付減を迫る制度は、破綻はいよいよ明らかではないでしょうか。高齢者をお荷物扱いする、こうした医療保険制度を廃止し、公的年金削減と医療分の負担増を強いる2倍化の実施の中止を国に対して求め、後期高齢者医療保険事業特別会計決算の認定についての反対の討論といたします。

○議長(松居亘君) ほかに討論されます方、おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第68号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 多 数〕

○議長(松居亘君) 起立多数であります。よって、認定第68号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 「認定第69号 令和3年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定 について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第69号は、総務常任委員長の

報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、認定第69号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 「認定第73号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第73号は、産業建設常任 委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、認定第73号は、産業建設常任委員 長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 「認定第74号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算の認定について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第74号は、産業建設常任 委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、認定第74号は、産業建設常任委員 長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10 「認定第75号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和3年度決算の認定について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は、多賀町水道事業会計の利益の処分については可決、また令和3年度決算については認定です。認定第75号は、産業建設常任委員長の報告のとおり可決、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、認定第75号は、産業建設常任委員 長の報告のとおり可決、認定することに決定しました。

日程第11 「認定第76号 令和3年度多賀町下水道事業会計決算の認定につい

て」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第76号は、産業建設常任 委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、認定第76号は、産業建設常任委員 長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 「請願第4号 ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願」の討論を 行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。請願第4号は、産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 多 数〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、請願第4号は、産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

あらかじめお知らせいたします。本日の会議時間は、議案審議が終わらないため、会議規則第9条第2項の規定により延長することといたします。

日程第13 「請願第5号 高齢者の補聴器購入町補助制度を求める請願」の討論を 行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は採択です。請願第5号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、請願第5号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で4時55分といたします。

(午後 4時47分 休憩)

(午後 4時52分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま9番、川添武史総務常任委員長から、「発委第1号 加齢性 難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案」が提出されました。 これを日程に追加し議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、日程第14から日程第16を1号ずつ繰り下げ、発委第1号を日程第14とします。

事務局より日程表および議案の配布を行います。

○議長(松居亘君) 日程第14 「発委第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

[9番議員 川添武史君 登壇]

○9番(川添武史君) 「発委第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度 の創設を求める意見書案」についての趣旨説明を行います。

多賀町住民から提出をされました高齢者の補聴器購入町補助制度を求める請願について、総務常任委員会は、この請願は町の補助金制度の策定と国に対して障害者総合支援法における支援ではなく、身体障害者手帳の取得を要件としない高齢者の難聴に対して一部補助する新たな制度を国に求めてほしいとの要望であり、去る9月14日に慎重に審査をいたしました。

加齢による難聴は、誰もが起こりうる現象であります。耳の聞こえが悪くなることにより聞き返しが多くなり、聞き誤りも増え、コミュニケーションが図りづらくなります。 難聴は、自立した生活を阻害する1つの要因です。難聴が原因で閉じ籠もりがちになり、フレイル、認知症の発症、進行のおそれがあり、自立した生活ができなくなり、介護申請に至ってしまうことにもなります。

2017年、京都市で開催された国際アルツハイマー病協会国際会議では、認知症9 つの危険因子の1つに聴力低下の放置が挙げられています。補聴器使用の奨励で難聴を 低減するよう提言が行われたと説明し、難聴の改善を行えば、認知症発症のリスクを下 げることができると強調されています。

日本の難聴率は、ドイツ、イタリアに次いで高いにもかかわらず、補聴器の普及率は 非常に低く、補聴器の普及が求められています。

日本の補聴器市場では、JAはじめ多くの眼鏡店で販売をされています。価格もおおむね片耳3万円から20万円と高額で、保険適用がないため全額自己負担になっていま

す。特に、低所得者の高齢者に対する配慮が求められています。欧米では、補聴器購入 に対する公的補助があります。

日本でも一部自治体では高齢者の補聴器購入に対して補助をされている自治体もあります。愛知県の犬山市では、世帯全員が住民税非課税の65歳以上を対象に上限2万円を補助されております。

この請願は彦根市をはじめ犬上3町、愛荘町にも出されております。多賀町議会でも 意見書を提出したいと思いますので、各議員の賢明なる判断をお願いし、趣旨説明とさ せていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(松居亘君) 意見書を読んでいただくと良かったんでございますが、それがございませんでした。したがって、この意見書を読む必要がございます。先に、局長に意見書案を読ませていただきます。
- ○事務局長(夏原伸幸君) 議長の命によりまして、意見書案の朗読の方をさせていただきたいと思います。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案。

加齢による難聴は、誰しも起こりうる現象です。耳の聞こえが悪くなることにより、聞き返しが多くなったり、聞き誤りも増え、コミュニケーションが図りづらくなります。 そのため、高齢者は会話の不満足による孤独感や疎外感、自分はいない方が良いといった被害感などを感じていると言われています。

その結果、外出することを嫌がって家に閉じ籠もりがちになったり、家族とも話した がらないといった傾向が現れ、心理的な影響とともに身体的な影響が現れてきています。 難聴は、自立した生活を阻害する1つの要因です。難聴が原因で閉じ籠もりがちにな

り、フレイル、認知症の発症、進行のおそれがあり、自立した生活ができなくなり、介護申請に至ってしまうことにもなります。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べると低く、日本での補聴器の普及が求められています。

しかし、日本では補聴器の価格は片耳当たりおおむね3万円から20万円であり、保険適用がないため、全額自費となっています。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者である高度、重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等以下の場合は、購入後に医療費控除が受けられるものの、その対象者は僅かであり、約9割は自費で購入していることから、特に低所得者の高齢者に対する配慮が求められています。欧米では補聴器購入に対する公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に補助を行っています。

補聴器の普及により、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症予防、健康寿命の延伸、医療費抑制にもつながる加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創出を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年9月30日。内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛て。滋賀 県大上郡多賀町議会。

以上でございます。

○議長(松居亘君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「発委第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 多 数〕

- ○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。原案の案の字句を削除して、意見書を関係行政庁に提出いたします。
- ○議長(松居亘君) 日程第15 「議案第77号 令和4年度多賀町一般会計補正予算 (第5号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

〇副町長(小菅俊二君) 「議案第77号 令和4年度多賀町一般会計補正予算(第5号)」につきまして、ご説明申し上げます。

本日、9月定例議会最終日に追加議案として提出させていただきました令和4年度一般会計補正予算(第5号)は、固定資産税の過年度還付金と、長引く新型コロナウイルス感染症対策のためのワクチン接種事業期間の延長と併せ、新たなワクチンの接種に対応をしていくための必要な予算措置をお願いするもので、補正予算書1ページの第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に3,691万円を追加し、歳入歳出それぞれ61億895万円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして、6ページの事項別明細書からでございます。

50款国庫支出金でありますが、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費に対しての負担金や補助金でありまして、合わせて3,498万7,000円の受入れでございます。

75款の繰越金170万円につきましては、今回の補正に要する財源として充当して おります。

80款諸収入は、町外に住民票を置いている方が本町で住所地外接種を受けた際の負

担金の受入れでございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

10款総務費では、法人の償却資産税の修正申告により過年度納税額の還付が生じ、 170万円を計上しております。

20款衛生費では、ワクチンの接種事業期間が来年3月31日まで6か月延長され、 従来型ワクチンの接種や、10月から2回目の接種を終えた人への従来株とオミクロン 株に対応した新たな2価ワクチンの接種に必要な事業経費として、医師や看護師の報償 費、また、コールセンターの設置費用など合わせて3,521万円を計上しております。 以上、提案説明とさせていただきます。

○議長(松居亘君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第77号 令和4年度多賀町一般会計補正予算(第5号)について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長(松居亘君) 日程第16 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員を 派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

○議長(松居亘君) 日程第17 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議

ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

お諮りします。本定例会において議決されました議案等について、その条項、字句、 数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。以上で、本日の議事日程および本定例会に付された案件は全て終了しました。

去る9月6日開会、本日までの25日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査 賜り、また議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和4年9月第3回多賀町議会定例会を閉会いたします。

(午後 5時15分 閉会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松居 亘

多賀町議会議員 大橋富造

多賀町議会議員 山口 久男